

事 務 連 絡
平成30年5月24日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

柔整療養費の被保険者等への照会について

柔道整復師の施術の療養費（以下「柔整療養費」という。）の適正化への取組については、平成25年3月19日付け事務連絡等で適切な実施についてお願いしているところであるが、保険者から被保険者等への照会について、不適切な実施例があると指摘されている。

被保険者等への照会に当たっては、以下によられるよう、改めて願います。

1. 被保険者等への照会の目的

柔整療養費の審査については、柔整審査会での審査により行われており、平成29年10月からは柔整審査会の権限の強化等も行われている。一方、被保険者等への照会については、不正の疑いのある施術や多部位、長期、頻度が高い傾向があるなどの施術について、実際に施術を受けているかや外傷によるものかを確認するためのものである。

したがって、被保険者等への照会については、本来の目的である不正の疑いのある施術等についての被保険者等への確認のために実施するものとし、受診の抑制を目的とするような実施方法は厳に慎まれない。